

絶対やめよう！名義貸し



1. トラブル事例

大学の先輩から「簡単なアルバイトをしないか。絶対に迷惑はかけない」と誘われ、消費者金融3社で自分名義のカードを作り、50万円ずつ借いた。返済は先輩が責任を持って行うという話だったので、お金とカードを先輩に渡して、1社につき5万円のバイト料を受け取った。ところが、後日、消費者金融から「返済が滞っている」と督促を受けた。自分は名前を貸しただけなのに払わないといけなのか。



2. トラブルにあわないために

- ・ 契約上の返済義務は、あくまでも契約者本人が負うことになります。「名義を貸しただけ」という理由は通用しません。どんなに信頼している人でも、絶対に名義を貸してはいけません！
- ・ 消費者金融に限らず、自分名義で契約したすべてのカード類も同様と心得ましょう。

商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999 (相談コーナー直通)

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ 7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック！かわら版のバックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。